

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人について、以下の通り見直しが行われます。

● 減資への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

事業年度末に資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額」といいます。)が1億円以下であっても、以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象法人となります。

<要件1> 前事業年度末において、外形標準課税の対象法人 ※ 経過措置あり

<要件2> 事業年度末において、払込資本の額が10億円超

※ 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度については、下記の経過措置（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第7条第2項）があります。

● 経過措置

【令和6年3月29日時点の資本金の額が、1億円超の法人】

・判定①・判定②・判定③のいずれかの事業年度において外形標準課税の対象法人である場合には、最初事業年度において<要件1>を満たす法人になります。

【令和6年3月29日時点の資本金の額が、1億円以下の法人】

・判定②・判定③のいずれかの事業年度において外形標準課税の対象法人である場合は、最初事業年度において<要件1>を満たす法人になります。

